

**【開示請求等に応じる手続き及び手数料】**

ミツカングループの個人情報のうち開示請求等の対象となるもの（以下「保有個人データ」といいます。）に関する手続きは以下のとおりです。

なお、代理人の方からのお求めに関しては、「代理人の方からのお求めについて」をご参照下さい。

**■ 利用目的の通知・開示の手続き**

お求めの内容	通知・開示について	対応の方法	手続き
<p><b>保有個人データの利用目的の通知、内容の開示をお求めの場合</b></p>	<p>ミツカングループは、ご本人から保有個人データの利用目的の通知または保有個人データ開示を求められた場合については、以下の手続きに従い、原則として、書面の交付による方法により遅滞なく、利用目的の通知または当該保有個人データの開示を行います。</p> <p>但し、ミツカングループは、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部につき開示しないことがありますので予めご了承下さい。</p> <p>(a) ご本人または第三者の生命、身体、財産、その他の権利利益を害するおそれがある場合</p> <p>(b) ミツカングループの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合</p>	<p>書面による対応のみとさせていただきます。</p>	<p>① 受付窓口までご連絡ください。</p> <p>② ミツカングループから、「利用目的の通知請求書」もしくは「個人情報等開示請求書」ならびに各種請求書送付先等を記載した手続き等ご案内書を送付いたします。</p> <p>③ ②の書類をお受け取りになられましたら、必要事項を記載していただき、ミツカングループ指定のご本人確認書類(※1)、返信用封筒(郵便切手 84 円分(※2)を貼付下さい。)とともに、請求書送付先にご送付下さい。</p> <p>④ ミツカングループは、②の書類、ご本人確認書類、返信用封筒(郵便切手 84 円分(※2)貼付されたもの)が確認できた場合、書面にて対応させていただきます。</p>
<p><b>保有個人データの有無の開示をお求めの場合</b></p>	<p>(c) 個人情報保護法以外の法令に違反することとなる場合</p> <p>(d) 請求書に記載されているご氏名・ご住所等とご本人確認書類に記載されているご氏名・ご住所等が一致しない場合など、ご本人確認ができない場合</p> <p>(e) 代理人の方によるご請求の場合で、代理権が確認できない場合</p> <p>(f) その他以下の手続きに必要な書類等に不備がある場合</p>	<p>書面又は口頭での回答とさせていただきます。書面での回答をお求めの場合は、上記「保有個人データの利用目的の通知、内容の開示のお求めの場合」をご覧ください。</p>	<p>① 受付窓口までご連絡ください。</p> <p>② ミツカングループから、「個人情報等開示請求書(書面以外用)」及び各種請求書送付先等を記載した手続き等ご案内書を送付いたします。</p> <p>③ ②の書類をお受け取りになられましたら、必要事項を記載していただき、ミツカングループ指定のご本人確認書類(※1)とともに請求書送付先にご送付下さい。</p> <p>④ ミツカングループは、②の書類及びご本人確認書類が確認できた場合、口頭にて対応させていただきます。</p>

■ 訂正等・利用の停止等・第三者への提供の停止の手続き

お求めの内容	通知・開示について	手続き
<p><b>訂正・追加・削除のご請求</b></p>	<p>ミツカングループは、ご本人から保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの訂正、追加、削除を求められたときは、その内容の訂正、追加、削除に関して個人情報保護法以外の法令の規定により特別の手続きが定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく調査いたします。</p> <p>この場合、ミツカングループは、そのお求めに係る保有個人データの内容が事実でないとき、その他当該保有個人データの取扱いが適正でないときは、遅滞なく訂正・追加・削除を行います。</p>	<p>① 受付窓口までご連絡ください。</p> <p>② ミツカングループから、「個人情報等訂正・削除請求書」もしくは「個人情報等利用停止・消去・第三者提供の停止請求書」並びに各種請求書送付先等を記載した手続き等ご案内書を送付いたします。</p>
<p><b>利用の停止、消去、第三者提供の停止のご請求</b></p>	<p>ミツカングループは、ご本人から保有個人データを利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱っているという理由、または偽りその他不正の手段によって保有個人データが取得されたものであるという理由もしくはご本人の同意なく要配慮個人情報が取得されたものであるという理由によって当該保有個人データの利用の停止または消去を求められた場合であって、そのお求めに理由があることが判明したときは、当該違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく当該保有個人データの利用の停止または消去をいたします。</p> <p>ミツカングループは、ご本人から法令等または本プライバシーポリシーに基づくことなく、個人情報をあらかじめご本人の同意を得ないで第三者（外国にある第三者を含む）に提供したという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、そのお求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止します。</p> <p>但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部につき利用の停止、消去、第三者提供の停止を行わない場合がありますので予めご了承下さい。</p> <p>(a) 当該保有個人データの利用の停止、消去または第三者への提供停止に多額の費用を要する場合その他利用の停止、消去または第三者への提供停止を行うことが困難な場合であって、ご本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置を取る場合</p> <p>(b) 請求書に記載されているご氏名・ご住所等とご本人確認書類に記載されているご氏名・ご住所等が一致しない場合など、ご本人確認ができない場合</p> <p>(c) 代理人の方によるご請求の場合で、代理権が確認できない場合</p> <p>(d) その他以下の手続きに必要な書類等に不備がある場合</p>	<p>③ ②の書類をお受け取りになられましたら、必要事項を記載していただき、ミツカングループ指定のご本人確認書類(※1)とともに請求書送付先にご送付下さい。</p> <p>なお、書面での対応をお求めの場合は、返信用封筒(郵便切手 84 円分(※2)を貼付下さい。)も合わせて送付ください。</p> <p>④ ミツカングループは、②の書類及びご本人確認書類等が確認できた場合、対応させていただきます。</p>

■ 代理人の方からのお求めについて

お求めの内容	手続き
代理人の方から のお求めの場合	<p>① 受付窓口までご連絡ください。</p> <p>② ミツカングループから、上記各お求めに応じた書類に加えて、手続き等ご案内書並びに、法定代理人(未成年・成年被後見人の法定代理人)の方には「代理人確認書」を、任意代理人(委任に基づく代理人)の方には「委任状」を送付いたします。</p> <p>③ ②の書類をお受け取りになりましたら、必要事項を記載していただき、ミツカングループ指定の代理人確認書類(※3)とともに請求書送付先にご送付下さい。なお、書面での対応をお求めの場合は、返信用封筒(郵便切手 84 円分(※2)を貼付下さい。)も合わせて送付ください。</p> <p>④ ミツカングループは、②の書類及び代理人確認書類が確認できた場合に対応を行います。なお、任意代理人からのお求めで、ご本人の実印の押印・印鑑証明書がない場合は、ご本人に対してのみご連絡させていただきます。</p>

※1 ご本人確認書類につきましては以下のとおりです。

**〔ご本人確認書類一覧〕**

以下のいずれか 1 種類のコピーを同封下さい。なお、ご本人のご氏名、ご住所の記載のある部分のコピーをお願いいたします。なお、現在のご住所と異なる場合は、ご転居の履歴のわかる住民票のご提出をお願いいたします。また、お手数ですが、本籍地等が記載されている運転免許証・パスポート等の場合は、「本籍地」等の事項については除いてコピー願います。

なお、以下の書類については、ご本人確認以外には利用せず、それぞれのご請求への対応完了後遅滞なく廃棄いたします。なお、利用目的の通知、保有個人データの開示ができない場合でも、ご送付いただいた書類、郵便切手等はご返却できませんので予めご了承下さい。

- パスポート
- 運転免許証
- 各種保険の被保険者証(健康保険証等)
- 介護保険の被保険者証
- 年金手帳
- 在留カード
- 住民票の写し
- 直近 3 ヶ月分の公共料金等(電気・ガス・水道・電話等をいいます。)の請求書で氏名・現住所が確認できるもの

※2 保有個人データの保護のため、配達証明郵便でご送付させていただきます。なお、日本郵便株式会社の料金が改定された場合は、同様に改定させていただきますのでご了承下さい。

※3 代理人確認書類につきましては以下のとおりです。

なお、以下の書類については、代理人確認以外には利用せず、それぞれのご請求への対応完了後遅滞なく廃棄いたします。なお、ご返却はいたしかねますのでご了承下さい。

**A：未成年者の法定代理人の場合**

- ・ご本人の親権者である場合 ご本人の戸籍謄本
- ・ご本人の未成年後見人の場合 ご本人の戸籍謄本
- ・〔ご本人確認書類一覧〕と同じ

**B：成年被後見人の法定代理人の場合**

- ・後見登記等に関する法律第 10 条に規定する登記証明書類
- ・〔ご本人確認書類一覧〕と同じ

**C：任意代理人の場合**

- ・委任状及び委任状に押印されたご本人の印鑑証明書
- ・〔ご本人確認書類一覧〕と同じ